

第 **53** 期

# 定時株主総会 招集ご通知

日 時 2019年6月27日（木曜日）  
午前10時（受付開始 午前9時）

場 所 ホテルレオパレス博多  
3階 イベントホール

決議事項 第1号議案 剰余金処分の件  
第2号議案 取締役1名選任の件  
第3号議案 監査役3名選任の件  
第4号議案 退任取締役及び退任監査  
役に対する退職慰労金贈  
呈の件

## 目次

株主総会招集ご通知	1
議決権行使についてのご案内	2
株主総会参考書類	3
招集ご通知添付書類	
事業報告	8
計算書類	20
監査報告	29

### 議決権行使期限

2019年6月26日（水曜日）  
午後5時30分到着分まで

株 主 各 位



## 第53期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚く御礼申し上げます。

さて、当社第53期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますと、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、**2019年6月26日（水曜日）午後5時30分まで**に当社に到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 **2019年6月27日（木曜日）午前10時**（受付開始 午前9時）
2. 場 所 福岡市博多区博多駅東二丁目5番33号  
**ホテルレオパレス博多 3階 イベントホール**  
（末尾記載の会場案内図をご参照ください。）
3. 目的事項  
**報告事項** 第53期（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）事業報告  
及び計算書類の内容報告の件  
**決議事項**  
**第1号議案** 剰余金処分の件  
**第2号議案** 取締役1名選任の件  
**第3号議案** 監査役3名選任の件  
**第4号議案** 退任取締役及び退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件

以 上

- 
1. 事業報告、計算書類及び株主総会参考書類に修正する必要がある場合は、インターネットの当社ウェブサイト（<http://www.daisho.co.jp>）において、修正後の事項を掲載させていただきます。
  2. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。

## 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の重要な権利です。後記の株主総会参考書類（3頁～7頁）をご検討のうえ、議決権の行使をお願い申し上げます。

議決権は次の2つの方法により行使いただくことができます。

### 株主総会にご出席いただける場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。  
(ご捺印は不要です)

**日時** 2019年6月27日（木曜日）午前10時

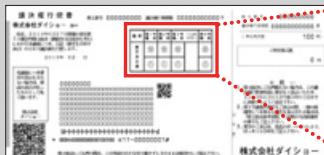
**場所** ホテルレオパレス博多 3階 イベントホール  
(末尾記載の会場ご案内図をご参照ください。)

### 株主総会にご出席いただけない場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

**行使期限** 2019年6月26日（水曜日）  
午後5時30分到着分まで



議案	第1号議案	第2号議案	第3号議案 (下の候補 番号を印す)	第4号議案
賛成の欄	○	○	○	○
否の欄	○	○	○	○

こちらに、議案の賛否をご記入ください。

#### 【第1・2・4号議案】

賛成の場合 ➡ **「賛」** の欄に○印  
否認する場合 ➡ **「否」** の欄に○印

#### 【第3号議案】

全員賛成の場合 ➡ **「賛」** の欄に○印  
全員否認する場合 ➡ **「否」** の欄に○印  
一部の候補者の  
賛否を表示する場合 ➡ **「賛」** もしくは **「否」** の欄に○印をし、  
候補者の番号をご記入ください。

※ 各議案につきまして、賛否の表示のない場合、「賛」の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金処分の件

当社の利益配分の基本方針は、収益に応じて株主の皆様へ安定的な利益配当を継続することを最重要政策としつつ、将来に向けての企業体質の強化や研究開発及び設備投資等に資するための内部留保を充実させることを基本としております。

第53期の期末の剰余金の配当につきましては、当期の業績及び今後の事業展開並びに財務状況等を総合的に勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

これにより、2018年12月に実施いたしました中間配当金（1株につき9円）を加えまして、当期の年間の配当金は1株につき18円となります。

#### 1. 期末配当に関する事項

##### (1) 配当財産の種類

金銭といたします。

##### (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

株式の種類	1株当たり金額	総額
普通株式	9円00銭	86,874,408円

##### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2019年6月28日

#### 2. その他の剰余金の処分に関する事項

##### (1) 減少する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金 100,000,000円

##### (2) 増加する剰余金の項目とその額

別途積立金 100,000,000円

## 第2号議案

## 取締役1名選任の件

今後の事業拡大に向け、経営体制の一層の強化を図るため、取締役1名の選任をお願いするものであります。なお、新たに選任される取締役の任期は、当社定款の定めにより他の在任取締役の任期の満了する時までとなります。

取締役候補者は次のとおりであります。

氏名	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況
<p style="text-align: center;">まつもと しゅんいち <b>松本 俊一</b></p> <p>生年月日：1987年5月3日生 所有する当社株式の数：96,172株</p> <div style="border: 1px solid red; border-radius: 10px; padding: 5px; text-align: center; color: red; font-weight: bold;">新任</div>	<p>2014年3月 当社入社 2018年4月 当社営業本部営業管理部 部長代理 2019年4月 当社生産本部 部長（現任）</p>

## ■ 取締役候補者とした理由

当社事業の全般に精通し、今後、当社の成長・発展への貢献に必要な優れた識見を有していることから、取締役候補者としてしました。

(注) 取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

## 第3号議案

## 監査役3名選任の件

監査役3名（全員）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。  
つきましては、監査役3名の選任をお願いするものであります。  
なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。  
監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号／氏名	略歴
<p style="text-align: center;">①</p> <p style="text-align: center;">うしつか よしのぶ <b>牛塚 良信</b></p> <p>生年月日：1959年1月23日生 所有する当社の株式数：800株</p> <p style="text-align: center; border: 1px solid red; border-radius: 10px; padding: 2px;">新任</p>	<p>1981年4月 当社入社 2000年4月 当社営業本部西日本統括部九州ブロック部長 2002年4月 当社営業本部東日本統括部東海ブロック名古屋支店長 2003年2月 当社物流部 部長 2008年3月 当社監査室 部長代理 2019年2月 当社監査室（現任）</p>

### ■ 監査役候補者とした理由

営業、物流、内部監査等、様々な部門における豊富な経験と知見を有しており、これらの経験と知見を、経営全般の監視と適正な監査活動に活かしていただくため、監査役候補者としてしました。なお、同氏は、常勤監査役とする予定です。

候補者番号／氏名	略歴
<p style="text-align: center;">②</p> <p style="text-align: center;">なりきよ いちろう <b>成清 一郎</b></p> <p>生年月日：1949年9月14日生 所有する当社の株式数：0株</p> <p style="text-align: center; border: 1px solid red; padding: 2px;">再任</p> <p style="text-align: center; background-color: #333; color: white; padding: 2px;">社外監査役候補者</p>	<p>1968年4月 福岡県警察入庁 2008年3月 福岡県小郡警察署長 2009年10月 株式会社ピエトロ入社 渉外部長 2015年6月 当社監査役（現任）</p>

■ 社外監査役候補者とした理由

長年警察行政に携わった知識・経験をコーポレート・ガバナンスの充実に活かしていただくため、社外監査役候補者となりました。

候補者番号／氏名	略歴
<p style="text-align: center;">③</p> <p style="text-align: center;">ばば まさひろ <b>馬場 正宏</b></p> <p>生年月日：1956年3月31日生 所有する当社の株式数：0株</p> <p style="text-align: center; border: 1px solid red; padding: 2px;">新任</p> <p style="text-align: center; background-color: #333; color: white; padding: 2px;">社外監査役候補者</p>	<p>1978年4月 株式会社親和銀行入行 1983年10月 等松青木監査法人（現 有限責任監査法人トーマツ）入所 2018年8月 同法人退所 2018年9月 馬場正宏公認会計士事務所開設 同所所長（現任）</p>

■ 社外監査役候補者とした理由

公認会計士として財務、会計に関する知識、経験を有しており、豊富な知見を当社の経営に活かしていただくため、社外監査役候補者となりました。

- (注) 1. 各監査役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。  
2. 成清一郎氏及び馬場正宏氏は、社外監査役候補者であります。なお、社外監査役候補者とした理由は、略歴下段に記載しております。  
3. 成清一郎氏は、現在、当社の社外監査役であります。社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。  
4. 当社は成清一郎氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、同氏が再任された場合には、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。また、馬場正宏氏が原案どおり選任された場合には、新たに独立役員となる予定であります。

## 第4号議案

## 退任取締役及び退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件

2019年3月31日付で取締役を退任されました中嶋良二氏、及び本株主総会終結の時をもって任期満了により監査役を退任されます仁科悟氏、藤崎武氏に対し、それぞれ在任中の功労に報いるため、当社所定の基準に従い相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。

その具体的金額、時期、方法等は、退任取締役分につきましては取締役会に、退任監査役分につきましては監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

退任取締役及び退任監査役の各氏の略歴は次のとおりであります。

氏名	略歴
なかしま 中嶋 りょうじ 良二	1990年6月 当社取締役 1991年7月 当社常務取締役 1995年3月 当社専務取締役 2010年5月 当社取締役副社長 2016年6月 当社取締役副会長 2019年3月 当社取締役 退任
にしな 仁科 さとる 悟	1998年6月 当社取締役 2002年6月 当社取締役 退任 2007年6月 当社常勤監査役 現在に至る
ふじさき 藤崎 たけし 武	2011年6月 当社社外監査役 現在に至る

以上

<添付書類> **事業報告** (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

**1 会社の現況に関する事項**

**1. 事業の経過及びその成果**

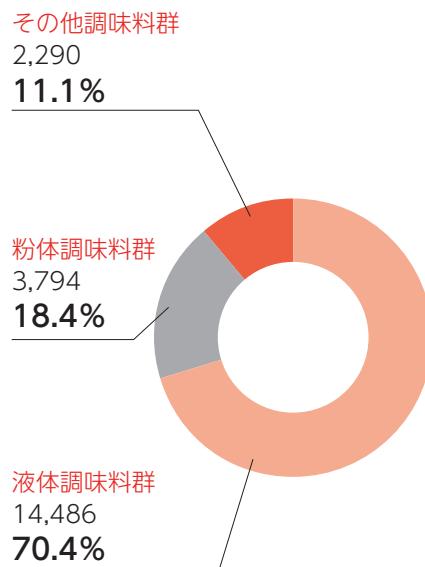
当事業年度におけるわが国経済は、企業収益や雇用情勢の改善、設備投資の増加など、緩やかな景気の回復が持続しているものの、国内の消費は底堅くも力強さに欠け、依然として先行き不透明な状況で推移いたしました。

食品業界におきましては、人口減少による内需が伸び悩むなか、販売競争の激化に加え、消費者の価値観の多様化に応じた差別化へのニーズはさらに高まり、根強い節約志向への対応も求められるなど、厳しい経営環境が続きました。

このような状況のもと、当社は、「成長」と「構造改革」を掲げた中期経営計画の最終年度にあたり、「成長分野である業務用製品の積極的な売上拡大」と「生鮮向け製品などの主力製品分野での安定的な売上確保」の実現という基本方針を踏襲し、経営環境の変化に即応できる販売体制・開発体制のさらなる増強、及び新製品開発によるラインアップの拡充と販売促進の積極的展開に努めました。

製品群別の概況は、以下のとおりであります。

**製品群別売上構成比** (百万円)



**製品群別売上高** (百万円)

製品群	期別	第52期 (前期/2018年3月期)	第53期 (当期/2019年3月期)
	液体調味料群		14,226
粉体調味料群		3,883	3,794
その他調味料群		2,351	2,290
合 計		20,461	20,572

## 製品群別の概況

### 液体調味料群 売上高 144億86百万円 (前期比101.8%)

液体調味料群においては、小売用製品では、主力製品の「焼肉のたれ」類が順調に売上を伸ばし、家族で手軽に話題の人気メニューが楽しめる『ポークチャップの素』、『煮込みハンバーグソース』などの新製品が売上を牽引いたしました。鍋用スープでは、人気の辛味系ポテトスナックの味を鍋料理で再現したコラボレーション製品『コイケヤ監修 カラムーチョ鍋スープ ホットチリ味』を新たに投入し、売上を大きく牽引いたしました。また、主力シリーズにおいても新製品の投入、リニューアルを行うなど、「コク」、「うまみ」にこだわったラインアップを一層強化しました。一方で暖冬による鍋つゆ市場の低調の影響を大きく受けることとなりました。業務用製品では、販売チャネルごとの専任部署を新設するなど、営業組織・人員の拡充をさらに推し進め、顧客のニーズに適合したメニュー開発・提案を強化したことにより、大きく売上を伸ばしました。

### 粉体調味料群 売上高 37億94百万円 (前期比97.7%)

粉体調味料群においては、『味・塩こしょう』シリーズは詰め替え用が好調に推移いたしましたが、青汁類などの小売用製品は厳しい販売環境下で苦戦を強いられました。

### その他調味料群 売上高 22億90百万円 (前期比97.4%)

その他調味料群においては、新製品『ピーマンの春雨炒め用セット』の投入により「野菜春雨炒め」シリーズのラインアップを充実させ、即食製品では『黒のスープはるさめ』、『和風スープはるさめ』を新たに投入しました。

以上の結果、当事業年度における売上高は、205億72百万円（前期比100.5%）となりました。利益につきましては、原材料価格は安定して推移したものの、物流コスト、燃料費、労務費・人件費関連コストの増加を吸収するには至らず、営業利益は5億6百万円（前期比82.8%）、経常利益は5億23百万円（前期比85.0%）、当期純利益は3億26百万円（前期比82.5%）となりました。

## 2. 設備投資及び資金調達の状況

当事業年度において実施いたしました設備投資の総額は、3億77百万円となり、生産拡大に備えた生産設備の増設、更新並びに合理化投資であります。

これらの資金については、金融機関借入金及び自己資金にて対応しております。

## 3. 財産及び損益の状況

区 分	第50期 (2016年3月期)	第51期 (2017年3月期)	第52期 (2018年3月期)	第53期(当期) (2019年3月期)
売 上 高 (百万円)	18,913	19,692	20,461	20,572
経 常 利 益 (百万円)	404	462	616	523
当 期 純 利 益 (百万円)	206	296	395	326
1株当たり当期純利益 (円)	21.42	30.69	41.02	33.82
総 資 産 (百万円)	13,577	13,349	13,973	13,669
純 資 産 (百万円)	7,467	7,575	7,808	7,936
1株当たり純資産額 (円)	773.66	784.76	808.92	822.17

(注) 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式数を控除した期末発行済株式総数により算定しております。



## 4. 対処すべき課題

消費者の低価格志向、販売競争の激化のなか、食品業界を取り巻く環境は大きく変化し、収益確保に向けた環境は一段と厳しくなっております。

このような状況のもと、本年4月よりスタートした2022年3月期までの中期経営計画では、“新時代を勝ち抜くための挑戦と変革”をテーマに掲げ、前中期計画期間中において大きく成長を遂げた惣菜向けを中心とした業務用製品のさらなる飛躍を図るとともに、当社の実力ある収益力の高い主力製品を核とした事業活動にあらためて注力し、当社の強みをさらに伸ばすことで、収益構造の改革と継続的成長を図ってまいります。

この方針に基づき、当社は引き続き以下の点を重要課題として捉え、経営基盤の強化と企業価値の向上に努めてまいります。

### ① 売上の継続的成長

- ・販売体制を再構築し、企画提案力の向上に取り組み、成長分野である業務用製品、即食向け製品の販売展開に注力してまいります。
- ・市場の変化を先取りし、付加価値と魅力ある製品開発に取り組み、販売力とコスト競争力の強化を図ってまいります。

### ② 食の安心・安全

- ・FSSC22000等の食品安全規格に則った生産を行うとともに、さらなる製品品質・衛生管理レベルの向上に取り組んでまいります。

### ③ 事業基盤の強化

- ・原材料調達、在庫管理、人員配置、生産計画、物流体制、販売・広告活動等、あらゆるコストについて生産性向上に取り組み、経営の効率化を進めてまいります。
- ・教育・人事諸制度の充実、職場環境の改善により、個々の社員の能力を発揮できる環境を整備し、将来にわたる成長力、収益力のある企業体質を目指してまいります。

## 5. 主要な事業内容 (2019年3月31日現在)

焼肉のたれ、鍋スープ、ソース類等の液体調味料及び味・塩こしょう等の粉体調味料の製造販売並びにこれに付帯関連する一切の事業を営んでおります。

## 6. 主要な営業所及び工場 (2019年3月31日現在)

	名称	所在地
本社	東京本社	東京都墨田区
	福岡本社	福岡市東区

	名称	所在地
主要な工場	関東工場	茨城県小美玉市
	九州工場	福岡県糟屋郡
	福岡工場	福岡市東区
	福岡第二工場	福岡市東区

	名称	所在地
主要な営業所	福岡支店	福岡県糟屋郡
	筑後支店	福岡県筑後市
	鹿児島支店	鹿児島市
	沖縄支店	沖縄県宜野湾市
	広島支店	広島市安佐南区
	岡山支店	岡山市南区
	高松支店	高松市
	関西営業部	大阪府大東市
	名古屋支店	愛知県一宮市
	金沢支店	金沢市
	静岡支店	静岡市
	横浜支店	相模原市緑区
	埼玉支店	埼玉県上尾市
仙台支店	仙台市宮城野区	
札幌支店	札幌市東区	

## 7. 従業員の状況 (2019年3月31日現在)

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
678名	14名増	37.6歳	12.0年

(注) 従業員数は就業員数であり、臨時従業員数は346名(最近1年間の平均人員)であります。

## 8. 主要な借入先の状況 (2019年3月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社西日本シティ銀行	100 百万円
株式会社福岡銀行	100

## 9. 剰余金の配当等の権限の行使に関する方針

当社は、業績の見通し、配当性向などを総合的に判断しつつ、長期安定的な配当の継続を基本方針とし、株主の皆様のご期待に応えてまいりたいと考えております。

また、内部留保資金につきましては、経営基盤の強化を図る貴重な資金として捉え、今後の事業展開等に柔軟かつ効果的に活用させていただく予定であります。

なお、当期の配当金につきましては、上記方針に基づき、前期と同額の1株当たり18円の普通配当とすることを予定しております。

## 2 会社の株式に関する事項 (2019年3月31日現在)

1. 発行可能株式総数 24,000,000株
2. 発行済株式の総数 9,868,800株 (自己株式216,088株を含む)
3. 株 主 数 16,702名
4. 大 株 主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持株比率
有 限 会 社 山 田 興 産	2,442,800 株	25.30 %
一般財団法人金澤記念育英財団	1,488,000	15.41
松 本 賢 子	853,283	8.83
ダイショー従業員持株会	285,693	2.95
松 本 洋 助	206,000	2.13
株式会社西日本シティ銀行	180,000	1.86
株式会社福岡銀行	107,480	1.11
松 本 俊 一	96,172	0.99
松 本 ひ か る	75,172	0.77
東京海上日動火災保険株式会社	72,000	0.74

(注) 1. 当社は自己株式216,088株を保有しておりますが、上記大株主からは除いております。  
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

### 3 会社役員に関する事項

#### 1. 取締役及び監査役の状況 (2019年3月31日現在)

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	松本洋助	CEO、一般財団法人金澤記念育英財団 理事長
取締役副会長	中嶋良二	経営全般
取締役社長	阿部孝博	COO
専務取締役	中西昌至	営業本部長兼広域営業部長
取締役	坂田恵補	生産本部長
取締役	堀脇裕之	管理本部長
取締役	古田龍輔	学校法人濱名学院 関西国際大学 人間科学部 客員教授
取締役	本郷伸介	本郷知財総合事務所 所長
常勤監査役	仁科悟	
監査役	藤崎武	藤崎公認会計士事務所 所長
監査役	成清一郎	

- (注) 1. 取締役本郷伸介氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役藤崎武氏及び成清一郎氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 当社は、社外取締役及び社外監査役の全員を東京証券取引所規則に定める独立役員として同取引所に届け出ております。
4. 監査役藤崎武氏は、公認会計士の資格を有し、経理・財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 監査役成清一郎氏は、長年警察行政に携わり、各種のリスクマネジメントに関する幅広い知識と見識を有しております。
6. 取締役坂田恵補氏は、当事業年度中の2018年4月1日付で取締役生産本部長に就任いたしました。
7. 取締役副会長中嶋良二氏は、当事業年度中の2019年3月31日付で退任いたしました。

## 2. 責任限定契約の内容の概要

当社定款においては、社外取締役及び社外監査役の会社法第423条第1項の責任について、善意かつ重過失がないときは一定の限度を設ける契約を締結することができる旨を定めておりますが、現時点では当社と社外取締役、社外監査役との間で責任限定契約を締結しておりません。

## 3. 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支給人員	報酬等の額
取 締 役 (うち社外取締役)	10名 (1名)	268百万円 (2百万円)
監 査 役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	9百万円 (4百万円)
合 計 (うち社外役員)	13名 (3名)	277百万円 (6百万円)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。  
2. 報酬等の額には当事業年度に係る役員賞与引当金の繰入額18百万円（取締役17百万円、監査役0百万円）を含んでおります。  
3. 報酬等の額には当事業年度に係る役員退職慰労引当金の繰入額65百万円（取締役64百万円、監査役0百万円）を含んでおります。  
4. 取締役の報酬限度額は、2010年6月29日開催の第44期定時株主総会において、年額3億円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。  
また、監査役の報酬限度額は、2006年6月29日開催の第40期定時株主総会において、年額20百万円以内と決議いただいております。

## 4. 社外役員に関する事項

- ① 他の法人との重要な兼職の状況及び当社と当該法人との関係  
記載すべき関係はありません。

### ② 主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
取 締 役	本 郷 伸 介	当事業年度に開催された取締役会7回すべてに出席し、弁理士としての専門的見地から発言を行っております。
監 査 役	藤 崎 武	当事業年度に開催された取締役会7回、監査役会9回のすべてに出席し、財務・会計の専門家としての経験を生かした発言を行っております。
監 査 役	成 清 一 郎	当事業年度に開催された取締役会7回、監査役会9回のすべてに出席し、長年警察行政に携わってきた経験・見地から発言を行っております。

## 4 会計監査人の状況

### 1. 名称 有限責任監査法人トーマツ

### 2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- |                            |       |
|----------------------------|-------|
| ① 公認会計士法第2条第1項の監査業務に係る報酬の額 | 21百万円 |
| ② 当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 21百万円 |

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、合計額を記載しております。  
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

### 3. 責任限定契約の内容の概要

当社定款においては、会計監査人の会社法第423条第1項の責任について、善意かつ重過失がないときは一定の限度を設ける契約を締結することができる旨を定めておりますが、現時点では当社と会計監査人との間で責任限定契約を締結しておりません。

### 4. 解任または不再任の決定の方針

当社監査役会は、会社都合の場合の他、当該会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める解任事由に該当する状況にあり、かつ改善の見込みがないと判断した場合、もしくは監督官庁から監査業務停止処分を受ける等、当社の監査業務に重大な支障を来す事態が生じた場合には、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

## 5 会社の体制及び方針

### 1. 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法並びに会社法施行規則に定める「株式会社の業務の適正を確保するために必要な体制の整備」に関する基本方針として「内部統制システム構築の基本方針」を定めており、その内容は以下のとおりです。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - ア. 取締役及び使用人の職務執行は、「業務分掌規程」により各担当部署の業務分掌を明確化し、「組織管理規程」及び「職務権限決裁基準表」に基づき、各職位の責任と権限を定めており、この規程に則った運営で業務の効率性と法令、定款に適合した業務運営を行う。
  - イ. 当社はコンプライアンスの基本原則に基づいて制定した「ダイショー企業倫理 5つの視点」を順守する。
  - ウ. 監査室は、適切な業務運営体制を確保すべく、「内部監査規程」に基づき専任者を設け内部監査を実施する。
  - エ. 当社は、反社会的勢力及び団体とは一切関係を持たず、毅然とした態度で対応する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - ア. 取締役は、その職務の執行に係る文書その他の情報につき、別途定める「文書取扱規程」及び「情報セキュリティ管理規程」に従い適切に保存及び管理を行う。
  - イ. 保存及び管理されている文書等は、取締役並びに監査役がいつでも閲覧できるようにする。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - ア. 取締役及び使用人は、当社の損害を防止するため、別途定める「危機管理規程」、「コンプライアンス規程」、「内部情報管理及び内部取引防止規程」及び「民事暴力対策規程」等に従い業務運営を行う。
  - イ. 危機が発生した場合は、必要に応じて対策本部を設置し、社内外への適切な情報伝達を含め適切かつ迅速に対処するものとする。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - ア. 取締役会は経営に関する重要事項の決定並びに各取締役の職務執行状況の監督を行う。
  - イ. 職務執行の効率化のため、「組織管理規程」、「稟議規程」の整備・運用により、役割・責任を明確にし、権限委譲を図る。
- ⑤ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ア. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、協議のうえ、補助使用人を配置するものとする。
  - イ. 要請を受け配置する場合の補助使用人は、その属する組織が取締役の下にある場合でも、独立性確保のため監査役補助職務の専任とし、その補助使用人の人事異動・評価等は予め監査役に相談し、これを決定する。
- ⑥ 取締役及び使用人が監査役（会）に報告するための体制その他監査役（会）への報告に関する体制
- ア. 取締役及び使用人は、法令違反、社内規則違反あるいは社会通念に反する行為等が行われていることを知った場合、「内部通報規程」に則り速やかに報告・相談し、通報責任者は、その報告・相談事項について重要と判断した場合には監査役に報告する。
  - イ. 取締役及び使用人は、監査役の求めに応じ、その職務の執行に関する事項の説明をすることとする。
- ⑦ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ア. 監査役は、各部門等で開催される各種会議にいつでも出席できる。
  - イ. 監査役は会計監査人及び内部監査室と緊密な連携を保ちつつ、相互補完、相互牽制の立場に立って効率的な監査が実施できる体制を整備する。

## 2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

上記の「内部統制システム構築の基本方針」及び関係諸規程に基づき、内部統制システムの整備とその適切な運用に努めております。また、内部監査部門による定期的な業務監査等の実施を通じて、法令、定款及び関係諸規程の順守状況を確認し、判明した問題点につきましては、是正措置を行い、より適切な内部統制システムの構築・運用を図っております。

## 3. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び体制整備の状況

- ① 基本的な考え方
- 反社会的勢力の排除は、企業の社会的責任とともに企業防衛の観点からも必須のことであり、反社会的勢力からの不当要求等には決して応じない。
- ② 整備状況
- ア. 「行動規範」に反社会的勢力排除を規定し、社内外に徹底を図っている。
  - イ. 更に「危機管理規程」の中で、反社会的勢力からの不当要求をリスクと捉え、組織として対応



## 貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>資産の部</b>		<b>負債の部</b>	
<b>流動資産</b>	<b>5,938</b>	<b>流動負債</b>	<b>3,959</b>
現金及び預金	1,720	買掛金	1,509
受取手形	17	短期借入金	200
売掛金	3,025	リース債務	298
商品及び製品	749	未払金	1,152
原材料	326	未払費用	124
前払費用	42	未払法人税等	96
その他	72	未払消費税等	142
貸倒引当金	△17	預り金	21
<b>固定資産</b>	<b>7,731</b>	賞与引当金	396
<b>有形固定資産</b>	<b>6,524</b>	役員賞与引当金	18
建物	2,042	<b>固定負債</b>	<b>1,773</b>
構築物	208	リース債務	532
機械及び装置	683	退職給付引当金	425
車両運搬具	5	役員退職慰労引当金	778
工具器具備品	35	その他	37
土地	2,677	<b>負債合計</b>	<b>5,733</b>
リース資産	732	<b>純資産の部</b>	
建設仮勘定	140	<b>株主資本</b>	<b>7,899</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>27</b>	資本金	870
リース資産	19	資本剰余金	379
ソフトウェア仮勘定	5	資本準備金	379
その他	3	<b>利益剰余金</b>	<b>6,763</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>1,178</b>	利益準備金	90
投資有価証券	174	その他利益剰余金	6,673
敷金保証金	258	別途積立金	6,250
長期前払費用	10	繰越利益剰余金	423
繰延税金資産	587	<b>自己株式</b>	<b>△114</b>
その他	149	<b>評価・換算差額等</b>	<b>36</b>
貸倒引当金	△0	その他有価証券評価差額金	36
<b>資産合計</b>	<b>13,669</b>	<b>純資産合計</b>	<b>7,936</b>
		<b>負債及び純資産合計</b>	<b>13,669</b>

# 損益計算書

(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		20,572
売上原価		12,036
売上総利益		8,535
販売費及び一般管理費		8,028
営業利益		506
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	2	
賃貸料収入	7	
保険解約返戻金	9	
その他	12	32
営業外費用		
支払利息	15	
その他	0	15
経常利益		523
特別損失		
固定資産除売却損	9	
投資有価証券評価損	0	9
税引前当期純利益		513
法人税、住民税及び事業税	187	
法人税等調整額	0	187
当期純利益		326

## 株主資本等変動計算書

(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位：百万円)

項 目	株主資本					
	資本金	資本剰余金	利益剰余金			利益剰余金 合 計
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金		
				別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	870	379	90	5,950	570	6,610
当期変動額						
別途積立金の積立				300	△300	－
剰余金の配当					△173	△173
当期純利益					326	326
自己株式の取得						
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）						
当期変動額合計	－	－	－	300	△147	152
当期末残高	870	379	90	6,250	423	6,763

項 目	株主資本		評価・換算差額等	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	
当期首残高	△114	7,746	61	7,808
当期変動額				
別途積立金の積立		－		－
剰余金の配当		△173		△173
当期純利益		326		326
自己株式の取得	△0	△0		△0
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）			△24	△24
当期変動額合計	△0	152	△24	127
当期末残高	△114	7,899	36	7,936

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針

- (1) 資産の評価基準及び評価方法
  - ① 有価証券の評価基準及び評価方法  
その他有価証券  
時価のあるもの …… 期末日の市場価格等に基づく時価法  
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)  
時価のないもの …… 移動平均法による原価法
  - ② たな卸資産の評価基準及び評価方法  
商品及び製品、原材料……総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）
- (2) 固定資産の減価償却の方法
  - ① 有形固定資産（リース資産を除く）  
定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法）を採用しております。
  - ② リース資産  
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- (3) 引当金の計上基準
  - ① 貸倒引当金 …… 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
  - ② 賞与引当金 …… 従業員への賞与の支給に備えるため、支給見込額基準により計上しております。
  - ③ 役員賞与引当金 …… 役員に対する賞与の支給に充てるため、当事業年度における支給見込額を計上しております。
  - ④ 退職給付引当金 …… 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
    - ア. 退職給付見込額の期間帰属方法  
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
    - イ. 数理計算上の差異の費用処理方法  
数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。
  - ⑤ 役員退職慰労引当金 …… 役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。
- (4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項
  - 消費税等の会計処理  
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

## 2. 表示方法の変更に関する注記

『「税効果会計に係る会計基準」の一部改正』の適用に伴う変更

『「税効果会計に係る会計基準」の一部改正』（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）を当事業年度から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示する方法に変更しました。

## 3. 貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 7,479百万円
- (2) 国庫補助金等により有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は47百万円であり、その内訳は、建物27百万円、構築物5百万円、機械及び装置14百万円であります。

## 4. 株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首残高	当事業年度末残高
普通株式（株）	9,868,800	9,868,800

- (2) 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首残高	当事業年度末残高
普通株式（株）	216,044	216,088

- (3) 配当に関する事項

### ① 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
2018年6月28日 定時株主総会	普通株式	86	9.00	2018年3月31日	2018年6月29日
2018年11月2日 取締役会	普通株式	86	9.00	2018年9月30日	2018年12月3日

### ② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決 議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配 当額（円）	基準日	効力発生日
2019年6月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	86	9.00	2019年3月31日	2019年6月28日

## 5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
役員退職慰労引当金	237百万円
退職給付引当金	148
賞与引当金	120
その他	105
繰延税金資産小計	611
評価性引当額	△14
繰延税金資産合計	596
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△9
繰延税金負債合計	△9
繰延税金資産の純額	587

## 6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

### ① 金融商品に対する取組方針

当社では、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

### ② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、売上債権管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を随時把握する体制としております。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に把握された時価が取締役会に報告されております。

営業債務である買掛金は、その全てが一年以内の支払期日であります。

短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であります。

また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、当社では、月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

## (2) 金融商品の時価等に関する事項

2019年3月31日（決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額（*）	時 価（*）	差 額
(1) 現金及び預金	1,720	1,720	－
(2) 受取手形	17	17	－
(3) 売掛金	3,025	3,025	－
(4) 投資有価証券	174	174	－
(5) 買掛金	(1,509)	(1,509)	－
(6) 短期借入金	(200)	(200)	－
(7) 未払金	(1,152)	(1,152)	－
(8) リース債務	(831)	(858)	27

(\*) 負債に計上されているものについては、( ) で示しております。

(注) 1 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

(1)現金及び預金、(2)受取手形、及び(3)売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4)投資有価証券

株式は取引所の価格によっております。

なお、有価証券はその他有価証券として保有しており、これに関する貸借対照表計上額と取得原価との差額は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	種 類	取得原価	貸借対照表計上額	差 額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	94	142	47
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	33	32	△1
合計		127	174	46

(5)買掛金、(6)短期借入金、及び(7)未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(8)リース債務

リース債務の時価については、元利金の合計額を同様の新規契約を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(注) 2 非上場株式（貸借対照表計上額0百万円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4)投資有価証券」には含めておりません。

## 7. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	822円17銭
1株当たり当期純利益	33円82銭

## 8. その他の注記

### 退職給付に関する注記

#### (1) 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の退職一時金制度及び確定拠出型の退職給付制度を設けております。  
なお、確定給付型の退職一時金制度には、退職給付信託が設定されております。

#### (2) 確定給付制度

##### ① 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	527百万円
勤務費用	42
利息費用	4
数理計算上の差異の発生額	0
退職給付の支払額	<u>△47</u>
退職給付債務の期末残高	527

##### ② 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	134百万円
期待運用収益	2
数理計算上の差異の発生額	<u>△23</u>
年金資産の期末残高	113

##### ③ 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

積立型制度の退職給付債務	527百万円
年金資産	<u>△113</u>
未積立退職給付債務	414
未認識数理計算上の差異	<u>10</u>
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>425</u>
退職給付引当金	425
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>425</u>

##### ④ 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	42百万円
利息費用	4
期待運用収益	△2
数理計算上の差異の費用処理額	<u>△14</u>
確定給付制度に係る退職給付費用	<u>30</u>

## ⑤ 年金資産に関する事項

## ア. 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの金額は、次のとおりであります。

株式	93百万円
現金及び預金	18
その他	1
合計	<u>113</u>

(注) 年金資産はすべて企業年金制度に対して設定した退職給付信託であります。

## イ. 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

## ⑥ 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率	0.8%
長期期待運用収益率	1.5%

## (3) 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、87百万円でありました。

# 計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2019年5月10日

株式会社ダイショー  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	西元 浩文 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	吉田 秀敏 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ダイショーの2018年4月1日から2019年3月31日までの第53期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告書 謄本

### 監査報告書

当監査役会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第53期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
    - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
    - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
    - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- また、会計監査人から「職務の執行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
  - ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
  - ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
  - ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
 

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月13日

株式会社ダイショー 監査役会

常勤監査役 仁科 悟 ㊞

社外監査役 藤崎 武 ㊞

社外監査役 成清 一郎 ㊞

以上

## 定時株主総会会場ご案内図

会場

ホテルレオパレス博多 3階 イベントホール

福岡市博多区博多駅東二丁目5番33号 092-482-1212

交通

JR博多駅筑紫口より徒歩3分

お願い：当日は会場周辺道路及び駐車場の混雑が予想されますので、お車でのご来場はなるべくご遠慮願います。



見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。